

I 安心してらせる福祉・医療の基盤整備

●地域医療システムの整備・充実

3年間の取組みとして、かかりつけ医の普及・定着をはじめとする地域医療の連携を推進しました。また、市町村と医師会などが協力して運営する休日夜間急患診療所や県内14地域で実施する小児救急医療に係る病院群輪番制の運営に対し、支援を行いました。さらに、県民の医療に関する相談や苦情に対応する相談窓口として医療安全相談センターを設置、運営するとともに、医療機関を対象とした医療事故防止講習会を開催しました。県立病院については、県立こども医療センターの新棟整備により、新たな医療ニーズに対応する機能の整備や患者の療養環境の改善を図りました。また、県立がんセンターにおいて高度な医療を提供するため、PET-CT*¹などの最新医療機器を整備しました。さらに、県立循環器呼吸器病センターにおいて、一般病床の増床にあわせ多様化する患者ニーズに対応するために特別個室を整備しました。

(保健福祉部・病院事業庁)

●保健・医療・福祉を担う人材の確保

3年間の取組みとして、既存施設を改修・整備し、よこはま看護専門学校、衛生看護専門学校として有効利用するなど、県立の看護専門学校の再編整備を推進したほか、保健福祉大学において、地域の保健・医療・福祉を支える質の高い人材の養成に取り組みました。また、院内保育施設の運営に対する助成等を通じて就業環境の向上を図るとともに、修学資金の貸付けなどにより、人材の確保・定着を推進しました。さらに、要介護者等のケアプランを作成する介護支援専門員や障害者ケアマネジメントを担う人材の育成に取り組みとともに、実践教育センターなどにおいて様々な職種に係る現任者教育*²を実施しました。

●生涯を通じた健康づくりの推進

3年間の取組みとして、がんの予防や検診、健康づくりについての県民の理解をより深めるため、県民向けがん予防シンポジウムや身近な機会を活用した情報提供、地域における禁煙支援の体制づくりに取り組みとともに、がん診療連携拠点病院*³の整備、ネットワークづくりに取り組みました。また、生涯にわたって健康な歯を維持することを目的に推進している8020運動(歯科保健)の一環として、う蝕予防対策としてのフッ化物洗口の普及啓発と、歯周疾患予防対策として事業所の取組みに対する支援を行いました。さらに、摂食機能発達の支援のため、相談会と講演会を実施しました。また、不妊専門相談センターにおいて医師・助産師による不妊相談を行うとともに、医療保険が適用されない不妊治療の経済的負担を軽減するための助成を行いました。

●疾病対策の充実強化

3年間の取組みとして、難病患者やその家族からの各種の相談に応ずるため、かながわ難病相談・支援センターを開設するとともに、在宅で療養する難病患者への支援として、拠点病院及び協力病院の指定による受入れ体制の整備や、医療依存度の高い難病患者の家族の介護負担の軽減などのために緊急一時入院のできる病床を県域の二次医療圏に各1床確保しました。また、感染症対策として、感染症の予防活動に努めたほか、全国的な監視体制のもとでの患者発生情報などの収集、提供を行うとともに、患者に対する入院医療費の公費負担、感染症指定医療機関への運営費助成などを行いました。特に新型インフルエンザ対策としては、「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や陰圧式テント*⁴の整備を図りました。

●エイズ対策の総合的推進

3年間の取組みとして、県民総ぐるみのエイズに関する総合的な取組みを展開するため、神奈川県エイズ対策推進協議会を開催したほか、大学と連携した大学祭等での普及啓発やMSM(男性同性愛者)の支援団体と協力したMSM向けPR活動など、ハイリスクと思われる層への普及啓発を積極的に展開しました。また、本厚木駅前でのHIV即日検査センターの新たな開設や、県保健所でのHIV即日検査の導入などを進めたことで、県民が受けやすいHIV検査体制を整備し、HIV検査の受検者増を図りました。

●医薬品などの安全確保、適正使用及び献血の推進

3年間の取組みとして、安全な医薬品などの流通について、医薬品製造所の立入検査や医薬品及びダイエット食品など医薬類似品の検査を実施しました。また、県民に対する医薬品適正使用にかかわる知識の普及啓発資材の整備と啓発手法については、小・中・高等学校・老人クラブなどにおいて医薬品適正使用にかかわる啓発のモデル的な実施を行うとともに、医師会が設置する神奈川県学術促進センターへの補助や第21回アジア薬剤師会連合学術大会への助成を行いました。さらに、献血に対する県民の理解を深めるためキャンペーンなどにより普及啓発を行いました。

(保健福祉部)

※ 1 PET-CT

がんの的確な診断に有効な最新の放射線診断装置

※ 2 現任者教育

現職についている保健・医療・福祉人材が、質の向上のために施設内外で受ける教育

※ 3 がん診療連携拠点病院

「地域がん診療拠点病院」は、国の制度改正により2006年2月から都道府県に概ね1か所整備する「都道府県がん診療連携拠点病院」と二次医療圏に1か所程度整備する「地域がん診療連携拠点病院」に変更されています。また、「都道府県がん診療連携拠点病院」と「地域がん診療拠点病院」を総称し、「がん診療連携拠点病院」とされています。

※ 4 陰圧式テント

室内の気圧を下げ感染源のウイルスなどの汚染物質の拡散を防止する緊急対応用テントをいいます。

●共に生き、支え合う社会づくりをめざす地域福祉の推進

3年間の取組みとして、市町村など地域福祉を担う様々な主体を支援するため、2005年3月に神奈川県地域福祉支援計画を策定しました。具体的には、新たな福祉コミュニティづくりを進めるため、地域の生活を支える様々なサービスや住民の支え合い活動などのネットワークの中心となる地域福祉コーディネーターの普及、養成などに取り組みました。また、障害者や高齢者など福祉サービス利用者を支援するため、福祉サービスの質の向上を図る福祉サービス第三者評価*⁵を普及・推進する、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の設立及び運営を支援しサービス評価のしくみを整備するとともに、権利擁護の推進をめざし、新たに成年後見制度の普及や市町村等職員の研修に取り組んだほか、福祉サービスの利用援助や苦情解決が十分に機能するよう、神奈川県社会福祉協議会が設置する「かながわ権利擁護相談センター」の取組みを支援しました。

(保健福祉部)

●高齢者が安心してらせる保健福祉の充実

3年間の取組みとして、介護保険制度の円滑な運営と定着を一層進め、要介護者などが適切なサービスを利用できるよう、介護サービス情報の提供や事業所に対する指導・助言などを行うことによりサービスの質の向上等に努めるとともに、介護保険施設などの整備を進めました。また、自立に不安のある高齢者が要介護状態になつたり状態が悪化しないよう、介護予防などの取組みを充実するとともに、健康・生きがいづくりの推進を図るため、友愛訪問活動をはじめ地域に密着した取組みを行っている老人クラブの活動を推進するなど、社会参画活動への支援を行いました。

(保健福祉部)

●身体・知的障害者が地域社会で自立し生活できる環境の整備

3年間の取組みとして、NPO*⁶法人神奈川県障害者自立支援センターによるピア・カウンセリング*⁷の実施など、障害者の日常生活へのきめ細かな支援に取り組みました。また、身体・知的障害者の生きがい高めるため、また社会参加を促進するために、障害者地域作業所や福祉的就労協力事業所の運営に対する支援など福祉的就労*⁸の場の充実を図りました。障害福祉施設の整備充実については、重症心身障害児(者)のための通園による日中の場を、障害福祉施設2か所に新たに確保しました。

●メンタルヘルス対策と精神障害者が自立して生活できる環境の整備

3年間の取組みとして、こころの健康の保持・増進を図るため、広く県民からの相談に応じるとともに、在宅精神障害者の一層の自立、社会復帰を促進するため、障害者ケアマネジメント従事者の養成や市町村が行う精神障害者への在宅サービスの提供などに対する支援を行いました。また、精神障害者社会復帰施設などの運営に対して支援を行いました。さらに、精神障害者に対する地域医療体制の充実として、引き続き、平日の対応に加え土曜日、日曜日の2日間についても24時間対応を行い、精神科救急医療体制の円滑な実施に努めました。

(保健福祉部)

●県立社会福祉施設の再整備

3年間の取組みとして、児童福祉施設については、多様化する入所児童の適切な処遇体制を確保するため、おおいそ学園の3寮体制整備を行い、併せて個室化等を図りました。また、中里学園の入所児童に対する個別的なケアを実施するための専門職員の配置を行ったほか、より安全でくらしやすい環境を確保するための児童棟耐震補強工事、個室化・ユニット化を図る改修工事に着手しました。障害福祉施設については、発達障害者支援法に基づき、県立中井やまゆり園に発達障害支援センターを設置し、発達障害児者への支援の充実を図りました。また、県立障害福祉施設の役割や機能を見直し、民間活力の導入による利用者サービスの向上を目的に県立津久井やまゆり園に指定管理者制度を導入しました。

(保健福祉部)

●福祉のまちづくりの推進

3年間の取組みとして、障害者、高齢者などすべての県民が安心して快適に生活し、自由に移動できることを目的に、民営鉄道駅舎のエレベーター整備に対する支援やバリアフリーのまちづくり計画の策定に取り組む市町村に対し支援を行うとともに、安心な歩道空間を確保するため、幅の広い歩道の整備や、電柱の撤去、段差・勾配の解消など、歩道のバリアフリー化を着実に進めました。また、都市公園施設のユニバーサルデザイン化に取り組むなど、福祉的配慮のされたまちづくりを進めました。

さらに、福祉有償運送を適正、円滑に推進するため、運転者や運行管理者への研修及び福祉有償運送を実施しているNPOなどに対する相談をNPOなどとの協働により実施しました。

(保健福祉部・県土整備部)

●ホームレスの自立支援の促進

3年間の取組みとして、市町村と連携し、ホームレスの居所に向いて状況把握や援護窓口の紹介などを行う巡回相談を実施しました。また、自立を阻害する要因を取り除くための法律相談、就労活動に向けた就労支援員による相談や助言などを行う就労支援、就労の機会を増やすための試行的な技能訓練を実施しました。

(保健福祉部)

※ 5 福祉サービス第三者評価

第三者機関が客観的にサービス評価するため、サービスの質の向上と利用者のサービス選択に役立つしくみです。

※ 6 NPO

Non-Profit Organization(民間非営利団体)の略。この白書では、「ボランティア活動を行う特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格を持たない団体」をいいます。

※ 7 ピア・カウンセリング

障害のある人に対して、同じく障害のある人が対等の立場で行うカウンセリングのことをいいます。

※ 8 福祉的就労

一般就労が困難な障害者が福祉的配慮の下に、工賃を得て働くこと。